

畜産経営の安定に関する法律及び 独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案 概要

背景

T P P協定の実施に伴う畜産経営の安定化対策として、T P P関連法には、これまで予算措置として実施されてきた肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）及び養豚経営安定対策事業（豚マルキン）を法制化する内容が含まれている。



- ・ T P P関連法本体及びT P P 11協定の締結を受けて政府から提出されたT P P関連法一部改正案については、基本的に反対の立場
- ・ 他方、畜産経営をめぐる状況は厳しく、牛マルキン及び豚マルキンに関する法制度の速やかな整備・実施が必要

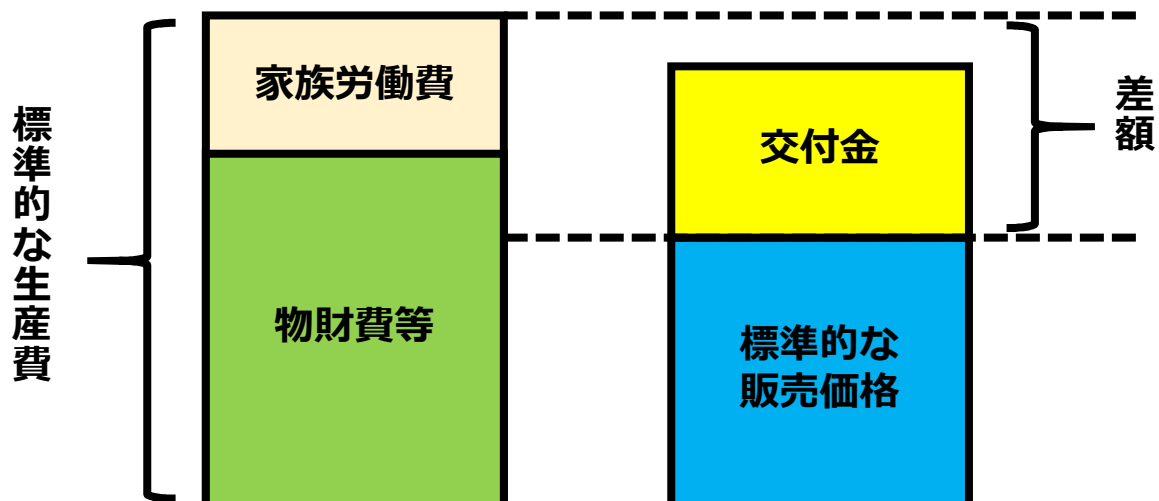
改正の概要

- ・ 牛マルキン及び豚マルキンを実施
〔※牛マルキン・豚マルキン…肉用牛・肉豚の標準的な販売価格が標準的な生産費を下回った場合に、（独）農畜産業振興機構がその差額を補填するための交付金を交付する事業〕
- ・ 併せて、旧来の買入れ・保管・売渡しによる市場介入・需給操作を行う牛肉・豚肉の価格安定制度を廃止（近年発動実績なし）
- ・ 上記に合わせて、（独）農畜産業振興機構の業務の規定を整備

施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

牛マルキン・豚マルキン実施イメージ



※上記法改正に合わせて、牛・豚マルキンの補填率の引上げ(8割→9割)及び豚マルキンの国庫負担水準の引上げ(国1:生産者1→国3:生産者1)を想定